

平成30年度安曇野市教育委員会 6月定例会会議録

日 時：平成30年6月27日（木）午後1時30分

場 所：安曇野市役3階「会議室301」

<出席者>

教育委員：教育長 橋渡勝也、教育長職務代理者 唐木博夫、教育委員 須澤真広、
教育委員 横内理恵子、教育委員 二村美智子
事務局：教育部長 西村康正、学校教育課長 平林洋一、生涯学習課長 臼井隆昭、
文化課長 那須野雅好、図書館交流課長 丸山高人、
学校給食センター長 丸山仁一、学校教育課教育指導室長 會田 義昭
書記：学校教育課長補佐兼教育総務係長 等々力洋子、教育総務係 岩原遼子
傍聴者：報道機関 2名、傍聴人 1名

◎開 会

教育部長 よろしくお願いいたします。

では、定刻になりましたので、ただいまから安曇野市教育委員会平成30年6月定例会を開会いたします。

◎教育長挨拶

教育部長 では、橋渡教育長からご挨拶とこの後の進行をお願いいたします。

教育長 6月定例会にあたりご挨拶を申し上げます。

梅雨の雨により緑が一層美しく映える、そんな今日でございます。このところ、子どもの安全にかかわる話題が多いようですけれども、そのことについて少し触れさせていただきたいと思います。

今月4日に、明科地域の小学校の児童が朝登校途中に不審者による被害に遭った事案がございました。教育委員の皆様、また地域の皆様、保護者の皆様にも大変ご心配をおかけした

わけでございます。私どもとしましては、子どもの命にかかわる一大事と受けとめ、教育委員会として全学校、保護者宛てに即座に注意喚起の情報発信を行い、またその日の下校時に青色パトロールカーを出動させるなど、学校、地域、保護者とともに迅速で厳重な警戒をしましてまいりました。おかげさまで、その後同様の被害に遭うということはなかったわけですが、その後も松本市内、また今度は安曇野市内において、不審者に遭遇したという報告が幾つも続いております。引き続き、注意喚起は継続してやっております。

今回のような緊急かつ重大な事案発生時には、どの時点で把握したかにもよるのですが、今回は児童生徒を学校にとめ置き、保護者へ直接引き渡す、そういった方法をとりました。また、その後も教職員が引率して集団下校を実施してまいりました。けれども、そういった厳戒態勢はそう長く続けられませんので、現在は学校の実態に応じた複数での登下校を促しておる状況でございます。さらに、本当に通学路から外れた自分の家の近くまでの道筋については、まさに自分の命、自分の身は自分で守るという以外にない部分もございますので、そのことは繰り返ししっかりと教えてまいりたいと思います。

また、地域での見守りの目を増やすということも非常に大切だというふうに思っておりますので、現在7地域での地域教育協議会が開かれておりますが、その場でも地域の皆様をお願いしているところでございます。

また、6月18日に発生しました大阪北部を震源とする地震におきましては、5人がお亡くなりになり、また多数の方々が負傷され、建物やライフラインに多くの被害が出たという報告がなされております。中でも登校途中の児童、またそれを見守ってくださる方が倒壊したコンクリートブロック塀により亡くなられるという、大変痛ましい事態が起こってしまい、残念でやりきれない気持ちでございます。

これを受けまして、安曇野市教育委員会では直ちに市内17校に対して学校敷地内と学校周辺の緊急安全点検を指示し、危険箇所の洗い出しをするとともに事務局職員が技術系の職員と一緒に現地へ出向いて点検を行ってまいりました。これらの調査を取りまとめた結果、市内小中学校敷地内で小学校4校、中学校2校において、コンクリートブロックによる塀であるとかあるいは壁、こういったものがあることを確認いたしました。この他に、コンクリートブロックを使った構造物も確認しております。

また、通学路の個人のお宅のコンクリートブロック塀、壁等につきましても通学路危険箇所マップデータ等とも照合しながら状況の再確認を行って、今取りまとめているところでございます。詳しくは、後ほど報告をさせていただきますけれども、地震をはじめとしたこの

自然災害からどのように命を守るのか、また日常の登下校における交通であるとか不審者から安全をどのように確保するのか、これは児童生徒自身が考えるべきこともありますし、また学校として、家庭として、市民として、そして行政として何をなすべきか、こんなことを全ての人々がそれぞれの立場で危機管理意識を共有しながら、引き続き真剣かつ迅速に取り組んでまいらなければならないと考えておるところでございます。皆様とともに、安全で安心な子どもたちの生活を守っていただけると、そんなことを願っております。

では、本日もご審議よろしく願いいたします。

◎発議による非公開案件の決定について

教育長 それでは、本日の会議事項における公開非公開についてお諮りいたします。

教育委員会の会議については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項において、教育委員会の会議は、公開する。ただし、人事に関する事件その他の事件について、教育長又は委員の発議により、出席委員の3分の2以上の多数で議決したときは、これを公開しないことができると規定されております。

本日の協議議案について、安曇野市情報公開条例第7条第6号のエに規定されております人事管理に係る事務に関し、公正かつ能率的な遂行を不当に害するおそれがある案件として、議案第1号 県教育委員会及び市町村教育委員会相互の任免及び人事等に関する了解事項の取り交わしについてを非公開とするよう発議いたします。

次に、報告案件でございますが、条例第7条第2号、個人に関する情報で特定の個人が識別され、または識別され得るもので、個人情報保護に該当する案件として、報告第4号 平成30年度児童生徒の指定校変更及び区域外就学者並びに報告第5号 教育長報告の以上3件を非公開とするよう発議いたします。

このことに関して、委員からご発言はありますでしょうか。

(発言する者なし)

教育長 ないようですので、議決に移ります。

それでは、先に申し上げました協議議案1件、報告事項2件について、非公開とすることに賛成する方は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

教育長 ありがとうございます。3分の2以上の挙手がありましたので、本件は議決されま

した。

本日の会議において非公開とする案件は、議案第1号、報告第4号及び報告第5号とします。

会議の順番につきましては、議案第2号から第5号、報告第1号から第3号の2、報告第6号とし、これを公開することといたします。以後、会議を非公開とし、議案第1号、報告第4号及び報告第5号を扱います。

なお、議案第3号及び議案第3号の2の共催・後援依頼にかかわる申請書は、個人または法人に係る情報が記載されているため、非公開といたします。

次に、会議録についてであります。事務局から5月定例会の会議録の校正確認をお願いしてございます。発言の趣旨や字句などで修正すべきところがありましたら、事務局にお申し出をいただきますようお願いいたします。

◎議案第2号 安曇野市図書館協議会委員の任命について

教育長 それでは、協議議案に入ります。

議案第2号 安曇野市図書館協議会委員の任命について、説明をお願いします。

教育部長 議会報告など、教育部全体にかかわることは私から説明をさせていただきますが、個別具体的な案件につきましては各担当課長から説明並びにお答えをさせていただきますので、よろしく願いいたします。

では、議案第2号について丸山課長より説明をお願いいたします。

図書館交流課長 「安曇野市図書館協議会委員の任命について」資料により説明。

教育長 議案第2号 安曇野市図書館協議会委員の任命について、委員からご質問、ご意見等がございましたらお願いします。ございませんでしょうか。

(発言する者なし)

教育長 では、お諮りしたいと思います。

安曇野市図書館協議会委員の任命について、提案させていただいた者を任命申し上げるといふことで、異議ございませんでしょうか。

(「はい」の声あり)

教育長 異議なしでございますので、議案第2号は承認されました。

◎議案第3号 共催・後援依頼について

教育長 次に、議案第3号の共催・後援依頼を議題とします。

まず、学校教育課関連の依頼について説明をお願いします。

学校教育課長 「共催・後援依頼について」資料により説明。

教育長 学校教育課より、共催1件、後援1件の依頼について説明がございました。ご質問、ご意見等がございましたらお願いします。

(発言する者なし)

教育長 では、この件につきまして異議なしということよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

教育長 異議なしでございますので、学校教育課関連の共催・後援依頼の件は承認されました。

次に、生涯学習課関連の依頼について説明をお願いします。

生涯学習課長 「共催・後援依頼について」資料により説明。

教育長 生涯学習課より共催2件、後援1件の依頼について説明がありました。ご質問、ご意見等がございましたらお願いいたします。

(発言する者なし)

教育長 では、この件につきまして、異議なしということよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

教育長 異議なしでございますので、生涯学習課関連の共催・後援依頼の件は承認されました。

次に、文化課の後援依頼について説明をお願いします。

文化課長 「共催・後援依頼について」資料により説明。

教育長 文化課より、後援5件の依頼について説明がありました。ご質問、ご意見等がございましたらお願いします。

(発言する者なし)

教育長 では、この件について異議なしということよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

教育長 異議なしでございますので、文化課関連の後援依頼の件は承認されました。

◎議案第3号の2 共催・後援依頼について

教育長 次に、本日提出をさせていただいた議案第3号の2 共催・後援依頼を議題とします。

生涯学習課から説明をお願いします。

生涯学習課長 「共催・後援依頼について」資料により説明。

教育長 生涯学習課より、後援1件の依頼について説明がありました。ご質問、ご意見等がございましたらお願いします。

(発言する者なし)

教育長 この件について、異議なしということによろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

教育長 異議なしでございますので、議案第3号の2の後援依頼は承認されました。

◎議案第4号 安曇野市立小中学校職員の業務改善方針(案)について

教育長 次に、議案第4号の安曇野市立小中学校職員の業務改善方針(案)についてを議題とします。説明をお願いします。

学校教育課長 この件につきましては、実際に作成をいただきました會田教育指導室長より説明をお願いしたいと思います。よろしくをお願いします。

学校教育課教育指導室長 「安曇野市立小中学校職員の業務改善方針(案)について」資料により説明。

教育長 議案第4号 安曇野市立小中学校職員の業務改善方針(案)について、ご質問、ご意見等がございましたらお願いします。

唐木委員 お願いいたします。

業務改善とか教職員の働き方改善について、積極的に是非進めていただかなきゃいけないものでありますが、この業務改善方針が策定されていく過程の中で一番このことをやっていく教員としては、自分自身の働き方とか教員観といいますか、自分の教育観にもかかわってくると思うんです。そういう校長を初め、現場の先生方の声とか考えとかそのようなものが収集されて反映されているのか。そういうところは、私自身は県教育委員会とか文部科学省の言う、そういう話というのは非常によく情報として伝わってくるんですが、実際に自分で改善していく先生方の声というのは、私の立場では非常に入りにくくなっているという状況であります。その辺のところをちょっと教えていただきたいと思うんですが。

学校教育課教育指導室長 6月の先の校長会の折に、校長先生方にこのさらに素案のものをお

示して現場の実際の状況を踏まえてご意見を伺っております。その中で、特に出てきたものとしては部活動改革のあり方で、例えば競技ごとのクラブ化ということについては、部活動の数が減っていく中で合同の部活動のあり方等も踏まえて、やっぱりクラブ化ということが今後必要になってくるんじゃないかというご意見をいただきました。それから、1の勤務時間を意識した働き方のところで、具体的にどんなシステムを使ってやっていくのかということも教育委員会としても明確にしてもらいたいというご意見をいただきました。それから、6の勤務内容の見直しの視点からも、教育委員会としても共に考えていってもらいたいというご意見もいただきましたし、いろいろなところで、実際の現場の声も入れながら作成しております。

唐木委員 ありがとうございます。

教育長 他にございますでしょうか。

横内委員 案の1ページ目の具体的な取り組みのところですが、勤務時間を意識した働き方のところに個々のパソコンに入力してきたのでは、管理職が勤務時間を把握できていなかったということだと思うんですが、例えば今後こういったものをイメージして出退勤の時間を管理するというか、わかるようにするというのをイメージしているのか教えていただけますか。

学校教育課教育指導室長 具体的には、今いろいろな機種を当たりながら選定を進めているところですが、一つは指紋認証と申しますか、登校してきて自分の指を入れるとそこでもう登校時間がカウントされて、退勤時も指紋を入れるとそれで退勤時間がカウントされる、長野市はその方法を取り入れている学校が多いです。それから、大町市がモデルとして昨年度からやっているわけですが、私どものこのカードのように職員のそれぞれの名札にICチップが埋め込まれていて、登校してきたときにはそれをかざすことによって登校時間がカウントされ、退勤時間もそれをかざすだけで記録されるというシステムがあります。もちろんシステムによって金額も違いますし、丈夫さとも申しますか、1年、2年使って壊れるようなシステムでは困りますので、そういうところも見ながら慎重に検討するとともに管理職が把握しやすい、データの取りまとめをしやすいものということも視点にしながら検討しているところでございます。

横内委員 ありがとうございます。

教育長 他にございますでしょうか。

二村委員 これは、業務改善方針（案）ということなので、まだまだ先々変わっていくところもあれば新しくなるところもあるかと思うんですが、地域とのつながりが強い学校が多い中

で休みが増えたり、またその休みに学校に誰もいなくなったりということを踏まえて、休日対応の方法、また電話の利用方法等を検討されているようですが、保護者から見ますと唯一頼れる大人というのが学校の先生であったり、また学校であったり、また教育委員会であったりということだと思います。もしものときの初動対応の方法として、何か考えていらっしゃることはありますでしょうか。

学校教育課教育指導室長 お盆の閉庁にもかかわってくるとは思いますが、基本的には閉庁あるいは一定時刻以降電話がかかってきた場合には、市教育委員会の方に連絡が来るようになっております。市教育委員会の方で連絡を受けまして、内容に応じて校長先生あるいは教頭先生と連絡をとりながら、特に事故等の対応あるいは行方不明等、そういったときには受けた教育委員会、課長や私、それから教育長とも連絡をとりながらすぐに校長と連絡をとり、動くという体制を原則に考えております。

教育長 よろしいでしょうか。

二村委員 はい。ありがとうございます。

教育長 他にございますでしょうか。

須澤委員 1点目は、2ページの3の(3)、校長会でも競技ごとのクラブ化について賛意が得られているようでございますが、現実にはいい結果を出している競技があるわけですね。ですから、モデルはある、と。問題は、そのクラブを担当してくれるどんな組織なり、中心となる方を見出していきなり、つくっていくということだと思うんです。最後に、社会人指導者の確保育成と、こういうふうにあります。ここが一番難しいところかなというふうに思います。これを是非、(3)を進めていただきたいなというのが一番でございます。

それから、2点目は、4の(2)ICTの有効活用、これはまだ2校しか見せていただけていないですけども、もうこれは2校でも十分、非常に電子黒板の有効性というのはしっかり認識できました。教科書の電子化、昔でしたら教科書をこう反射させた器具によって白板に映していたと、そういうのを即座に活用できると、これを見せていただきましたし、先生方はもう優に使いこなしておられましたので、これのさらなる有効活用、具体化を共有していくことが大事な、と。活用されている例を、この教科のこんな使い方といったそういうのを作成していくことは、特に若手の先生に有効だと思うんです。研究授業ももちろんですが、そういった活用教材というんですか、ICTのそういうものもいいかなと、この(2)を見まして思いました。

それから、長くなって申しわけないですが、5の(1)です。一定時刻以降の時間外、こ

の一定時刻というのがちょっとよくわからないんですが、これは全市的に決めてあるのかどうなのか、学校ごとなのか、これがよくわかりませんでした。もう発表になっていましたか。そこは、後ほど教えていただきたいというふうに思います。

最後に、たしか3月ごろでしたか、教育長先生のほうから発表がございましたが、以前に比べると、県教育委員会から大分さまざまな教員の配当が増えてきているというふうに感じました。それぞれの状況に応じて配当されているなど、これは県も力を入れてきているなどというふうに感じておりますので、さらなる改善に向けて県も進めていただければというふうに思ったところでございます。

以上です。

学校教育課教育指導室長 提案の内容にかかわって、貴重なご指摘やご意見をいただきましてありがとうございます。

まず、競技ごとのクラブ化にかかわっては、お話しいただいたように例えばミニバスケットですとかミニバレーですとか小学校のときからバレーボールやバスケットに親しんでいる子どもたちが中学に上がって行って、一層伸ばしていく、それで部活動でより高い順位を目指していけるという現況がございますので、できればそのミニバスケットが中学になってもクラブ活動として成立していくような組織ができていくということの一つの形としては考えております。その他にもいろいろな形が考えられます。検討してまいりたいと思っております。

それから、ICTの有効活用についてはおっしゃるとおりでございます。今現在、昨年度から中学校のほうに電子黒板が導入されているわけですけれども、1学期に各中学校を業者と市教育委員会の指導主事が回りまして、学校ごとにこんな電子黒板の使い方ができますよという研修会をやっております。さらに、他校でこんな使い方をしていきますよという紹介もあわせてやっておりますので、それが今中学校現場の電子黒板の活用、普及に大きく役立っているのは間違いないと思います。実際に指導主事から、今日学校を見に行ったらこの前研修でやったことをやってくれていましたという話も報告として受けていますので、須澤委員さんがおっしゃるとおりやはり情報の共有、活用の共有というのは大きなポイントだなということは思っております。今後、小学校への導入に向けて大変貴重なご意見をいただきましてありがとうございます。

それから、一定時刻以降のことについては、今検討中ですので具体的な時間についてはまだ決まっておりません。お盆の閉庁については、この夏から実施いたしますけれども、

平日の一定時刻以降の電話については、やはり先ほど二村委員さんからもありましたように保護者の方の不安な思いもきっとあると思いますので、お盆のときに実際に閉庁した様子なども踏まえて、平日も本当にそれが対応可能なのかということ、またどの時間にラインを設定するかということも踏まえながら、検討していくこととさせていただきます。ただ、実際には学校によってというよりは、多分全市共通というような形になっていくと考えてはおります。まだ、これについては今お話ししたような状況で、方針としてこういったものを盛り込ませていただいたということとさせていただきます。

それから、4点目のことはもう本当に示唆的なご意見で、いただいた内容をもとにしながらよりよいものにしていくように考えていきたいと思っております。本当にありがとうございます。

教育長 他にございますでしょうか。

唐木委員 お願いいたします。

これからお話ししたいことは、要望というような形でお聞きいただきたいというふうに思いますが、業務改善、それから働き方改善を進めていくときに是非学校の教職員の様子を、よく連携をとっていただけて進めていただきたいという、一番はやっぱり子どもたちの学びの改善、教育の質の改善に結びついていかなければいけないことだと思っているわけですので、そういうことでお願いしたい、と。

それで、やっぱり業務改善方針に示していただきましたが、この中を見ていきますと、すぐにでも手をつけられそうなものと、どう見ても数年はかかるぞというようなことを感じるものがあります。是非、この業務改善を進めていくときのタイムスケジュールといいますか、改善の工程管理のようなものも考えていかないと、方針は出たがそれが実施に結びついていかなければいけないということにもなることがありますので、そこはお考えいただきたいなというふうに思います。そして、保護者理解を得ることは当然でありますけれども、もう少し広げていきますと、地域理解、市民理解ということになって、今までの学校というものが従来いろんなものを際限なく引き受けてきたのをやっぱりそれを少し引き算しなくちゃいけない、今までやってきたものも、もうやめなくちゃいけないというものも多々出てくるというふうに思います。

それで、以前にお話をいたしました、教育を進めていくときにやればやらないよりはいいだろうという、そういう発想でいつも足し算、これもやる、次はこれもやるという形でどんどん大きくなってきた面があるかというふうに思います。その中でやっぱり引き算もしていく、このことはもう役割は終わったからやめようじゃないかとかこのことはなくしても、

もっと大事なことがあるじゃないかとかいう、その辺のところの発想をまた是非持っていたきたいなというふうに思います。そのためには、いろんな機会を通して学校も変わっていく、教員も変わっていくというあたりのところ市民理解を得ていくような、そんなところを進めていかなくちやいけないなど、そのことは私たち教育委員の立場としてもまた考えていかなくちやいけないことかなというふうに思います。大変新しい時代といいますか、新しい教員像、新しい学校像をつくっていく一つの時期を迎えているのかなというふうに思いますので、努力をしたいなということを思いますし、教育委員会としても、またお考えいただくことはしっかりお考えいただきたいなというふうに思います。

以上です。

教育長 他にございますでしょうか。

(発言する者なし)

教育長 では、お諮りをしたいと思います。

安曇野市立小中学校職員の業務改善方針(案)について、この件について、異議なしということでよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

教育長 異議なしということですので、議案第4号は承認されました。

◎報告第5号 民間施設についてのガイドライン(案)について

教育長 次に、報告第5号の民間施設についてのガイドライン(案)についてを議題とします。

では、説明をお願いします。

学校教育課長 議案第5号につきましても、同じく會田室長よりご説明をさせていただきたいと思えます。

学校教育課教育指導室長 「民間施設についてのガイドライン(案)について」資料により説明。

教育長 議案第5号 民間施設についてのガイドライン(案)について、ご質問、ご意見等がございましたらお願いします。

唐木委員 お願いいたします。

最初に教えていただきたいというか、理解したいことではありますが、このタイトルが極めてわかりにくいというか、何の民間施設なのかということが明記されていないわけなんです

けれども、このガイドラインが誰に示されるものなのか、そしてどういうときに利用されるものなのかという部分がちょっと私十分に読み取れなかったんです。相談・指導を受ける際にとか書かれているわけですが、教育委員会としてこの民間施設という名称が不登校とかそういう何とかに関するというような形のものでお考えなのか。その辺のところ、まずこういうタイトルになったということをごちゃと教えていただきたいと思います。

学校教育課教育指導室長 具体的に申し上げますと、不登校を対象としたフリースクールといえますか、民間施設もありますし、例えば本当に英語に特化した教育を行うためのフリースクールですとか子どもたちに一定の教科内容を宿泊をしながら授業も教えながら進学に向けて学習させるというような、一つの教科に特化しないようなものもあって本当に全国的に見ますと千差万別です。安曇野市内に在籍している児童生徒が通っている学校もいろいろな形があって、そういうものを全部ひっくるめてこの民間施設というふうにさせていただいております。

施設の方によっては、教育委員会のほうに具体的にどういうふうな点を改善していくことで出欠として認めていただけるんではないかというようなお問い合わせがある場合もあります。そういった場合に、施設の内容を具体的に伺いながら私どもとして、助言していくための一つの指針としてこういうものをつくって、教育委員会として持っている必要があるという点でつくらせていただいたということでございます。ですので、この民間施設というものの中には不登校を前提とするとかいろいろなものがありますけれども、全部それをひっくるめた民間施設というふうに捉えていただければと思っております。

唐木委員 そういたしますと、この民間施設、ここで議題として扱ってこうというのは、子どもたちの何らかの育ちにかかわることが行われている施設全般を指していくんだと、現在のところは特定したものを考えているわけではないというふうに理解してよろしいわけでしょうか。

学校教育課教育指導室長 そのように捉えていただいてもいいと思います。ですので、ある特定の施設を想定して、こういうふうですよというガイドラインを設けてというわけではなくて、本当にたくさんの種々さまざまな施設がありますので、その全てに対して問い合わせがあったときに基本的には教育委員会の立場としてこんなふうを考えているというものです。

教育長 よろしいでしょうか。

須澤委員 例えば中学生だとしまして、高校へ内申書が提出をされていくわけでございますが、そのときに経験として、学校で見る一つとして、やっぱり出欠席が結構出てくるわけですね。

では、この出欠席はどのくらいでどうこうだという点が結構学校に任せられているという状況が多いんです。ここのガイドラインに規定されていまして、別記の1のところでは、懸命の努力を続けている者に対してはそれを認めようではないかという姿勢、これが文部科学省の姿勢であり、安曇野市の教育委員会の姿勢だというのがこの趣旨によくわかると思うんです。これは、非常に大事なことだと思いますよね。

現実のところ、私がこれまで経験した中では出席日数の半分は出席してもらいたいというのが、ここについては半分で勉強できているのかとかいろいろな意見があります。けれども、もう一つは入試がございますので、X軸、Y軸という観点で考えればその人間を総合的に判定ができるわけです。やはり中学から提出されます文面です。これが学校に向けての当人の姿勢が記入されるわけです。これが中学校の大事なところだろうと思うんです。その記入されるにあたって、日数だけではない、数字上に出ないところを文面化するとき、非常に大事なのがこの1の趣旨であり、さらには数字上の問題としては、出席扱いにできるものは出席扱いにしていくと、これがあるべき姿じゃないかと私は思うんです。

ですから、私は現役のときに半分登校していた者は、学力もレベル以上であれば、高校の勉強についていけるんじゃないかというふうに判断をしていましたけれども、これは学校によって結構いろいろな考えがあると思うんですが、でも県教育委員会の姿勢もそういうことだと思います。私はそういうふうに思って捉えていましたので、こういうふうに記入される、それに当たって、公的機関のものについても認められるものかどうかをしっかりと市教育委員会で判断されて、各小学校や中学校にご指導いただければよろしいんじゃないかと、これは一つの指標ということでございますので、なかなか規定は難しいでしょうから方向性でよろしいのではないかと私は思いました。

教育長 このガイドラインの趣旨には賛成できるというご発言でよろしいんですよ。

須澤委員 はい。

教育長 他にございますでしょうか。

二村委員 民間施設についてのガイドライン（案）について、大体把握はできたつもりでおりますが、少子化や核家族の影響で子どもを守ろうとする親の意識が強くなっていると思います。そして、不登校対応のフリースクール、そして英語に特化したフリースクール、また進学に向けたフリースクールなどなどをひっくるめて民間施設という表記になったというお話でしたが、そしてこれを指針としてつくったということなんですが、質問が二つあります。この安曇野市の教育委員会として、保護者の考えを優先して要望があれば、行きたければ行

くという施設であるという認識でいいのでしょうか。それとも一つ、安曇野市の教育委員会としてももしも何か起きたとき、例えば不適切な指導が起きたときにどうかかわっていくのかということをお聞きしたいです。

学校教育課教育指導室長 最初の質問でございますけれども、基本的には保護者の考えによってその施設に行くことについては認めていくという方向で、今現在もやっております。ただ、籍は安曇野市の子どもですので、それぞれの当該の住所の指定された地域の学校に籍を置いております。例えば、検尿ですとか心電図検査ですとか、そういった保健行事等は是非受けてもらうべきものですので、必要な通知は民間施設に通っていても連絡をとって、できるだけ受けられるようにお伝えを学校でもしております。

そういったことも含めて、やはり学校と施設の連携というものが大事というのは、この中に盛り込んであるとおりでございます。これは二つ目の質問にもかかわってくるかと思いますが、そういうふうに関連していく中で、もしも不適切な指導が行われたということであれば学校等に教育委員会もかかわりながら、そのあり方についてお話をさせていただくという場面は当然出てくるかと思えます。どんな立場においても安曇野市の子どもに変わりはないわけですので、教育委員会として必要なかかわり方をして、学校を通じてそういう部分も考えております。

教育長 よろしいですか。

二村委員 はい。ありがとうございます。

教育長 他にいかがですか。

唐木委員 基本的な方向というのは、この方向でいいというふうに私は思うんですが、ただ現実の運用の問題になっていくと、子どもたちへの考え方の適正化をどう把握し、担保していくかというのは、非常に難しい部分が出てくるのかな。例えば、3の相談・指導の在り方についてのところで、①のところ、人命や人格を尊重した人間味のある温かい相談・指導が行われていることと表現はできるんですけども、ではこれをどう把握して、どう評価して、そしてそれに対して適不適の判断は難しい部分があると思うんですけども、このガイドラインとして書かれていることが、ではその子にとって本当に生きているかどうかということ把握していくための方法というのは、うんと考えていかなくちやいけないんじゃないかなという気がいたします。そのことが2、3、4のところの指導・相談体制において明確にされていくこととか当該児童への担保が適切に行われていること等々が書かれているわけですが、書かれていることは当然のことが書かれているわけなんですけれども、ではそれを把握

し、そして例えば学校長への指導・助言として、出席として認めてもいいだろうというような形のところに持っていくということが、本当に教育委員会としての責任というものも非常に大きいということを感じますし、このガイドラインを明文化していくということになれば、その責をやっぱりしっかり負っていくんだという一種の覚悟を持たなくちゃいけないのかなということを思います。ですが、教育が一人一人の育ちにとってということで、必ずしも学校教育だけが全てではないわけでありますので、このガイドライン、非常に高次の中身を持っているわけなんです、非常に責任を感じるなということを思います。

以上です。

教育長 他にございますでしょうか。

(発言する者なし)

教育長 それでは、民間施設についてのガイドラインというタイトルについてのご意見がございました。また、これはその施設が適しているかどうかの評価をするものではないというもの、これを出すことによる教育委員会としての責任のこと、また運用にあたっての留意してほしいこと等、要望もございましたので、それらを事務局としてまたご検討いただきたいと思います。

唐木委員 ちょっといいですか。

確認ですけれども、教育委員の唐木ですが、今日これについてもし決定をすれば、この(案)がとれてこのガイドラインがこれで決定という形になるのか、それとも今日議論されたことをもとにして、これは教育委員会、この会として認めればもうそれで成立という形になるわけでしょうか。

学校教育課長 このガイドラインは、内部のいわゆる規定ではございませんで、もちろん外の民間施設について適用がなされるものでございます。従いまして、一定の法形式について告示なりというような行為をして、初めて施行ができ、効力が発生するというふうに考えております。

以上です。

教育長 従いまして、補足しますと、さらに文案についても検討がなされた上でということでございます。

唐木委員 そして、その決定は教育委員会のこの会議で決定をされて、そして告示という形になるわけですか。それともどういう仕組みになるのでしょうか。

学校教育課長 この文言はあくまでも方針の案という形になりますので、また規定にあたりま

しては違った形式になりますけれども、ここに書かれている趣旨等については、先ほどご指摘もあった点も踏まえて反映をさせていただきますけれども、新たな別記の規定をして再度教育委員会にお諮りをするということになります。

以上でございます。

教育長 ということで、この民間施設についてのガイドライン（案）について、お諮りをしたいと思うんですが、今後の手続等も含めて異議はないということによろしいでしょうか。

（「はい」の声あり）

教育長 では、異議なしでございますのでこの民間施設についてのガイドライン（案）についての件は、承認をいただきました。

◎報告第1号 安曇野市公民館長会設置に関する規程について

教育長 続いて、報告事項に移りたいと思います。

この報告事項につきましては、安曇野市教育委員会の権限に属する事務の一部を教育長に委任する規則に基づき、私が専決処分等を行った事柄につきまして、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第25条第3項の規定によりご報告をさせていただくものでございます。

では、報告第1号 安曇野市公民館長会設置に関する規程について、担当より説明をお願いします。

生涯学習課長 「安曇野市公民館長会設置に関する規程について」資料を読み上げ。

教育長 報告第1号 安曇野市公民館長会設置に関する規程について、ご質問、ご意見等がございましたらお願いします。

（発言する者なし）

教育長 では、この件につきましては異議なしということによろしいでしょうか。

（「はい」の声あり）

教育長 ありがとうございます。報告第1号は、了承いただきました。

◎報告第2号 後援依頼の教育長専決分の報告について

教育長 次に、報告第2号 後援依頼の教育長専決分の報告について、各担当より説明をお願いします。

では、初めに学校教育課関連の後援依頼をお願いします。

学校教育課長 「後援依頼の教育長専決分の報告について」資料を読み上げ。

教育長 では、続いて生涯学習課関連の後援依頼について説明をお願いします。

生涯学習課長 「後援依頼の教育長専決分の報告について」資料を読み上げ。

教育長 続いて、文化課関連の後援依頼について説明をお願いします。

文化課長 「後援依頼の教育長専決分の報告について」資料を読み上げ。

教育長 報告第2号 後援依頼の教育長専決分の報告について、各担当から説明が終わりました。ご質問、ご意見等がございましたらお願いいたします。

(発言する者なし)

教育長 それでは、この件につきましては異議なしということによろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

教育長 ありがとうございます。報告第2号は、ご了承をいただきました。

すみません、時間が大分過ぎておりますが、もうちょっとやってよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

◎報告第3号 教育部 各課報告

(1) 学校教育課

教育長 それでは、報告第3号 教育部の各課報告に移らせていただきます。

学校教育課からお願いいたします。

学校教育課長 「教育部 各課報告」について資料を読み上げ。

教育長 学校教育課からの報告が終わりました。ご質問、ご意見等がございましたらお願いします。

二村委員 今、説明がありました安曇野市コミュニティスクール事業について、地域教育協議会が開かれております。6月20日の堀金地区で開催されましたこの会に私出席してまいりましたが、その中で地域の方から要望が出されておりました、内容としては堀金地区で不審者が出ました、それについて地域の方々に周知をしてほしい、その周知の方法として防災無線を利用して地域住民へ知らせるという方法はどうでしょうかということ、学校教育課に連絡をして対応の検討をしてほしいというところまで話をしましたという、そういう要望が出されておりました。地域全体で子どもたちの安全を守ることに協力していただけるのは、地域

の方ではないかと思えます。その後のこの件に対して、対応等で検討して進んだ内容等がありましたら教えてください。

学校教育課長 今、二村委員がおっしゃられた意見は、直接私のほうに寄せられております。直ちに、危機管理課と調整をいたしまして防災行政無線で流していただくことについて、ご協力いただけることになりました。ただし、不審者の程度にもよるところがございまして、やはり明科で起きましたような直接児童生徒の生命にかかわる内容については、直ちに防災行政無線でということを考えておりますけれども、例えば不審者に少し声をかけられたであるとか、そういったものについてはどこまで防災行政無線を通じて市民にお知らせをするかということについては、今現在検討させていただいているところでございます。以上でございます。

教育長 他にございませんか。

横内委員 私も6月18日の夜の明科地区の地域教育協議会に出席させていただきました中で、今二村委員がちょうどおっしゃったのに関連しますけれども、先日の不審者の件を受けて集団下校をする場面が出てきたただけでも、付き添いが今まで先生に頼り切りだったので、PTAとしても1週間ほど付き添って動いたと、でもこの前のような有事に支援できる体制があったらこれからもいいんじゃないかという意見がPTAの会長から出されました。地域の人も含めて、連絡があったらすぐに通学路の見守りに立てる人は立てるという、そういう登録とか、これはすぐにできることなんじゃないかというお話があったんですが、そのこともあわせて検討いただきたいというふうに思います。

学校教育課長 私も明科地域の地域教育協議会に出席をさせていただいておりますので、18日のことは承知をしております。制度化に向けて、検討していきたいというふうに思います。以上です。

教育長 では、この件につきましてはよろしいでしょうか。

(発言する者なし)

教育長 では、異議なしということでよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

(2) 生涯学習課

教育長 では、次、生涯学習課から報告をお願いいたします。

生涯学習課長 「教育部 各課報告」について資料を読み上げ。

教育長 では、生涯学習課からの報告について、ご質問、ご意見等をお願いいたします。

先ほどの105ページの表敬訪問は、7月10日火曜日ですよ。

生涯学習課長 そうですね。すみません、日曜日じゃなくて火曜日です。

教育長 はい。訂正をお願いいたします。

では、ご質問、ご意見等をお願いいたします。

横内委員 感想と申しますか、意見も入っていますけれども、先日の市民スポーツ祭の総合開会式についてです。

スポーツ大使のメッセージというときに、参加者が退場して行ってしまったり、人がばらけてしまった感じがあって、去年とか一昨年は市歌の体操まで会場にとっても一体感が感じられたのに、今年はその点においては残念に思いました。有森さんのメッセージもちょっと聞き取りにくかったかなと思いますし、その順序だったり、放映までの準備を待つ時間だったり、そういったものが来年への課題かなと思って帰ってきました。市歌の体操は、幅広い年代に受け入れられていて、とてもいい体操かなと思っています。

あと、子どもがスポーツ少年団にいたときにこの開会式に動員されることがとても苦痛なようでした。それは、子どもが何も楽しくないからです。楽しいことが1個もないから、あの開会式に行くのは嫌だなと言っていました。そういったこともちょっと考えてあげたらどうかなと思いますし、スポーツ祭の主役が市民ということを使うと国会議員とか県会議員の祝辞は必要かなと個人的には思います。スポーツ少年団を初めとする若い人とか子どもたちが今年の抱負を語ったり、スポーツ宣言を発してみたりするのはどうでしょうか。

以上、意見です。

生涯学習課長 貴重なご意見をありがとうございます。

終わった後に同様の反省がございまして、今の有森さんのメッセージと、あと体操の関係でざわついたり、お帰りになった方が確かにいました。これの説明になってしまうんですけども、会場を暗くしてプロジェクターで映す関係で最後に持ってきたんですが、検討した結果、何回かリハーサルをして体育館の照明が水銀灯なものですから、一旦消してしまうとすぐにつかないものですからそのところを加味して一番後ろに持っていったんですが、ちょっとざわついたりお帰りになった関係がありまして、反省する点であったと思います。

それとお子さんの関係ですが、スポーツ交流会をやりまして、100名ちょっとの方が交流会でいろんなスラッグアウトだとか吹き矢だとか回って歩いていただいて、最後にカードを持ってきていただいて子どものつかみ取りをやったり、バルーンアートを今年はやったんで

すが、そのときにはバルーンアートが結構人気でバルーンアート等つくったものを、実際に10項目の中から選んだものをつくっていただいて、それを持っていったのでそこは喜んで帰っていかれたんですけども、やはりそこまでのアピールがもうちょっとあって、総合開会式のほうにも出て、その後もやっていただけるようなことを今後考えていきたいなと思っております。

それで、今回9回だったんですが、今度は10回という区切りなものですから反省会でその推進委員の方にも言われたんですが、もう少し考えてほしいということがありましたので、来年度は先ほど言われたことも含めまして、検討しながら進めさせていただきたいと思しますので、ご協力よろしくお願ひいたします。

教育長 では、生涯学習課の報告についてはよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

(3) 文化課

教育長 では、続いて、文化課から報告をお願いします。

文化課長 「教育部 各課報告」について資料を読み上げ。

教育長 文化課からの報告について、ご質問、ご意見等ございましたらお願いします。

(発言する者なし)

教育長 文化課の報告については、よろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

(4) 図書館交流課

教育長 では、続いて、図書館交流課からお願いします。

図書館交流課長 「教育部 各課報告」について資料を読み上げ。

教育長 図書館交流課からの報告について、ご質問、ご意見等ございましたらお願いします。

(発言する者なし)

教育長 図書館交流課については、よろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

教育長 ありがとうございます。報告第3号については、了承いただきました。

以上で、教育部各課からの報告を終わります。

◎報告3号の2 学校施設内のブロック壁の状況について

教育長 では、本日提出させていただいた報告第3号の2 学校施設内のブロック壁の状況についての報告を学校教育課からお願いします。

学校教育課長 「学校施設内のブロック壁の状況について」について資料を読み上げ。

教育長 報告第3号の2 学校施設内のブロック壁の状況について、ご質問、ご意見等ございましたらお願いいたします。

唐木委員 お願いします。

今の3号の2でありますけれども、三郷小学校のコンクリートブロック、通路の北側にあるということで、これはかなり老朽化をしていたりとか一部確か破損もしていたような気がするんですが、これについては学校側とか教育委員会のほうは、危険度というか老朽化度についての認識について、また学校からの報告があったかどうかということも含めてなんですが、今までどうだったんですか。今までの認識はどうだったかというのをちょっとお聞かせいただければと思うんですが。

学校教育課長 歴代の学校施設の維持管理を確認しましたところ、やはり学校の壁もそうですし、その先にあります駐輪場として使用されている、壁に屋根を乗っけて駐輪場としていたところがございます。これらについては、平成20年ごろだと思えますけれども、やはり補修をしていただきたいというような要請が学校からあって、一部ひび割れたコンクリートなどを取りかえるような作業をしていただいたというようなご報告でございます。従いまして、恐らくですけれども、ひびは入っていないというように思われますけれども、これにつきましても破壊検査をして、安全性が認められなければ撤去をしていくという考えであります。また、必要があればそれに応じた施設も復元させていかなくちゃいけないというようなことも考えております。

以上です。

唐木委員 お願いいたします。

要望になってしまいますが、各学校それぞれの老朽化しているところとかさびが出ているところとか幾つかあるわけなんですけれども、そういうところについて、学校が把握をしていたりしたというふうに修理費が発生するものであるからというようなことで、教育委員会に報告するタイミングを図っていたりとかいろいろなことがあろうかと思うんですが、是非ふだん生活している、または連携している学校の先生方の声とかそういうものが滞りなくスム

ーズに上がるように、またそんな雰囲気をつくっていただけたらと、恐らく三郷小学校のブロックについては歴代の職員はあれ古くなっているなということを感じていたと思いますし、これは私の責任でもあるんですけども、通るたびにこれは古くなっているな、ちょっと危険だよなということをおもいつつ、声に出してこなかったというような関係もありますので、そういう情報がうまく流れるように、またそんなご協力をお願いしたいなと思います。

以上です。

教育長 他にございますでしょうか。

(発言する者なし)

教育長 では、この件については異議なしということによろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

教育長 ありがとうございます。報告第3号の2については、了承いただきました。

ここで、10分程度休憩をとりたいと思います。

(休憩)

◎報告第6号 安曇野市議会平成30年6月定例会の結果について

教育長 再開をさせていただきます。

報告第6号 安曇野市議会平成30年6月定例会の結果について、教育部長より説明をお願いいたします。

教育部長 「安曇野市議会平成30年6月定例会の結果について」について資料を読み上げ。

教育長 報告第6号 安曇野市議会平成30年6月定例会の結果について、ご質問、ご意見等ございましたらお願いいたします。

横内委員 今、香害に関して、このポスターの見本をいただいたんですが、この大きさでこれをそのまま張るものと思っていいいんですか。

教育部長 大きさ等はもう少し大きくなるような、目立つような形で今考えております。

横内委員 そうですね。香害のことは、家庭においてもおいの程度の範囲によってとても差があるので難しいと思いますが、周知するのはいいことだとは思いますが、今このポスターを拝見したら掲示してもらうにはちょっと字が小さいかな、と。写真はともかく、字がもっと大きくないとポスターの意味がないと思ったので、学校を訪れた人がぱっと見て

わかるように、写真に目がまず私は行ってしまったんですが、そうではなくて自粛のお願いの文言がわかるようにしていただきたいかなと思います。

唐木委員 お願いします。

ちょっと私、勉強不足で申しわけないんですが、皮膚疾患などを誘発することが報告されていますとありますが、どんな報告事例があるのでしょうか。

教育部長 これに関しましては、非常に個人差がございます。通常で言われているアレルギーというのも個人差があるんですが、このにおいに関しては本当にすごく個人差があって、敏感な方というのはちょっとした香りなんかでも本当に頭痛がするとか吐き気がするとか、そんなようなことが実際にあるようでございまして、ただ先ほども申し上げました学校においては、そこまでの配慮を求める方はいないという現状ではございます。

以上です。

唐木委員 これをもし配布するということであれば、こういう言葉を使ったというのは必ず出典を明確にしておかないと、その報告書とは何なのかということを使う方もいらっしゃるし、逆にこういう業界に属している方もいらっしゃるわけですね。香料を扱う人たちもいるし、典型的なものを言えば調香師みたいな香りをつくっている方もいらっしゃるの、教育委員会としての文章であるならば根拠を持って語れないといけないのかなという気もいたしますので、ご配慮をお願いしたいなと思います。

教育長 では、この件については異議なしということよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

教育長 報告第6号は、ご了承いただきました。

では、以降の議題について、非公開といたします。

(以後、非公開会議)

◎議案第1号 県教育委員会及び市町村教育委員会相互の任免及び人事等に関する
了解事項の取り交わしについて

◎報告第4号 平成30年度児童生徒の指定校変更及び区域外就学者

◎報告第5号 教育長報告

(以後、公開会議)

◎その他

(1) 最近の新聞紙上における教育委員会関連記事の報告について

教育長 では、その他の事項を取り扱います。参考資料としまして、今回も教育委員会に関連する新聞記事を配付させていただきました。参考にさせていただければと思います。

(3) その他

教育長 次に、委員の皆様、または事務局から何かありましたらお願いいたします。

横内委員 6月4日に明科で起きた不審者の事件です。私は、NHKの夕方の6時台のニュースを見ていて知ったわけですが、そのときにはもう親御さんたちにはオクレンジャーで注意喚起がなされたかと思うんですけれども、今回のように市内の学校などに緊急かつ重大な事案が発生したとき、私ども教育委員への連絡というのは誰からいつもらえることになっているのか確認してもよろしいですか。

学校教育課長 大変、まずもって明科の事案につきまして、教育委員会に対してはNHKの報道があったあとということで、まずはおわび申し上げたいと思います。ただし、少し申し上げますとNHKの現場の映像がつけられたものですが、実際のところ、あれほど早く放映がなされるということは想定しておりませんでした。これは、いろいろと事実関係を確認しておりまして、これだけの事案になりますと教育委員会の中ではなくて、市長、副市長の耳にも入れておかなくちゃいけないというようなこと、まずそれにおいても、またさまざまな指示をその中における判断がございます。そして、事案の整理と今後の対応を決めた上で、教育委員の皆様にもご報告申し上げたいということでございました。それで遅れたということでございます。

今後につきましても、重大事案につきましてはしっかりと内容を把握し確認をし、対応についても一定の方向を出した上で、私なりにあるいは教育指導室長から各教育委員の皆様に、電話にてということになると思いますけれども、速やかに報告、連絡を差し上げたいということになっております。

以上でございます。

教育長 よろしいでしょうか。

横内委員 はい。

教育長 他にございますでしょうか。

(発言する者なし)

教育長 では、以上で本日の定例会に付議させていただいた案件は終了いたしました。委員各位には、ご協力いただきましてまことにありがとうございました。

◎閉 会

教育部長 では、以上をもちまして、安曇野市教育委員会平成30年6月定例会を閉会といたします。

大変お疲れさまでございました。